

現 行	改 正 後
<p>3－2 業務関係 貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次により取り扱うものとする。</p> <p>3－2－1 過剰貸付けの防止 法第13条第1項の規定に係る監督に当たっては、次に掲げる事項について、適切に行われるよう促すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 顧客に対し、必要とする以上の金額の借入れを勧誘してはならないこと。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3－2－2 貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いることの</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 顧客に対し、必要とする以上の金額の借入れを勧誘してはならないこと。<u>これには、顧客に対して返済を拒否する等により債務額を維持するよう要請すること及び顧客の要請がないにもかかわらず包括契約の貸付限度額を引き上げることを含む。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>物的担保を徵求して貸付けを行おうとするときは、資金需要者の収入、事業計画、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況、その返済計画及び金利など当該貸付けの条件等にかんがみて、当該担保物件を換価しなくても返済しうるか否かを調査し、その結果を書面に記録すること。なお、当該担保物件を換価せずに返済しうると認められない場合には、資金需要者が当該担保物件の換価の時期や換価後の生活方法について明確かつ具体的な認識を有していることを確認し、その内容も合わせて記録すること。保証人その他の資金需要者以外の者から物的担保を徵求する場合も、同様とする。</u></p> <p>(6) <u>保証人となろうとする者についても、収入、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況及び既往借入額の返済状況等について調査し、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力を書面に記録するとともに、その履行能力を超える保証を求めないこと。</u></p>

金融監督等にあたっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊:金融会社関係 (2/4)

現 行	改 正 後
<p>禁止</p> <p>法第13条第2項の規定に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して判断する必要があるが、例えば、資金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。</p>	
<p>(1) 契約の締結に際して、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>① ~ ⑤ (略)</p> <p>(2) ~ (8) (略)</p>	<p>(1) 契約の締結<u>又は変更</u>に際して、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>① ~ ⑤ (略)</p> <p><u>⑥ 公的給付の払い込まれる預金又は貯金の口座であることを知りながら、当該口座からの自動振替を返済の方式として債務者に要請すること。</u></p> <p>(2) ~ (8) (略)</p>
<p>3－6 資金業協会に対する監督、信用情報機関</p> <p>協会に対する法第4章の規定に係る監督及び法第30条第1項の規定に基づく協会が行う信用情報に関する機関の設置又は指定に関する監督に当たっては、資金需要者等の保護の観点から、地方自治法第245条の4の規定に基づき、各都道府県知事に対して、その事務の運営について、以下のとおり助言、勧告を行っているので、参考とされたい。</p> <p>また、信用情報機関の会員による信用情報の取扱いに当たっては、下記二2に掲げる事項に留意されたい。</p> <p>一 資金業協会に対する監督</p> <p>資金業協会に対する法第4章の規定に係る監督に当たっては、資金需要者等の保護の観点から、次に掲げる事項に留意されたい。</p> <p>1 業務に関する事項</p> <p>(1) 法第13条第1項及び下記の留意事項の趣旨に沿って、貸付けに関する自主規制基準を作成しているか。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 顧客に対し、必要とする以上の金額の借入れを勧誘してはならない</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ 顧客に対し、必要とする以上の金額の借入れを勧誘してはならない</p>

金融監督等にあたっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊:金融会社関係 (3/4)

現 行	改 正 後
こと。	こと。 <u>これには、顧客に対して返済を拒否する等により債務額を維持するよう要請すること及び顧客の要請がないにもかかわらず包括契約の貸付限度額を引き上げることを含む。</u>
ハ・ニ(略)	ハ・ニ(略)
	<u>ホ 物的担保を徴求して貸付けを行おうとするときは、資金需要者の収入、事業計画、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況、その返済計画及び金利など当該貸付けの条件等にかんがみて、当該担保物件を換価しなくても返済しうるか否かを調査し、その結果を書面に記録すること。なお、当該担保物件を換価せずに返済しうると認められない場合には、資金需要者が当該担保物件の換価の時期や換価後の生活方法について明確かつ具体的な認識を有していることを確認し、その内容も合わせて記録すること。保証人その他の資金需要者以外の者から物的担保を徴求する場合も、同様とする。</u>
(2)・(3) (略)	ヘ 保証人となろうとする者についても、収入、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況及び既往借入額の返済状況等について調査し、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力を書面に記録するとともに、その履行能力を超える保証を求めないこと。
2 ~ 4 (略)	
(新設)	3－10 財務局長権限の一部の財務事務所長等への内部委任
	<u>登録申請者及び貸金業者の主たる営業所等の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合においては、財務局長に委任した権限のうち、登録申請者又は貸金業者が提出する申請書、届出書及び報告書の受理に関する権限は、当該財務事務所長又は出張所長に行わせることができるものとする。</u>
	<u>なお、これらの事項に関する申請書等は、登録申請者又は貸金業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長宛提出さるものとする。</u>

金融監督等にあたっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊:金融会社関係 (4/4)

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>10-3 財務局長権限の一部の財務事務所長等への内部委任</u> <u>登録申請者及び特定金融会社等の主たる営業所等の所在地が財務事務所</u> <u>又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合においては、</u> <u>財務局長に委任した権限のうち、登録申請者又は特定金融会社等が提出す</u> <u>る申請書、届出書及び報告書の受理に関する権限は、当該財務事務所長又</u> <u>は出張所長に行わせることができるものとする。</u> <u>なお、これらの事項に関する申請書等は、登録申請者又は特定金融会社等</u> <u>の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長宛提出させるものとする。</u></p>